

顧問委嘱規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国連携実務者ネットワーク（以下「当法人」という。）の顧問に関して必要な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 顧問は次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

- (ア) 当法人の活動の発展向上のために有益な助言及び活動をなしうる者。
- (イ) 当法人の活動に関して造詣が深く、指導的見解を有する学識者。

(選任及び委嘱の方法)

第3条 顧問は前2条に該当する者のうちから理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2. なお顧問委嘱開始初年度については、前項の規定にかかわらず、顧問就任承諾日から平成31年6月30日までとする。

(職務)

第5条 顧問は次の職務を行う。

- (ア) 理事長の相談に応じること
- (イ) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- (ウ) 前2項の規定にかかわらず、当法人の発展に寄与すると思われる意見があれば、理事長に対し任意に述べること

(報酬)

第6条 顧問の報酬は無報酬とする。

(旅費交通費)

第7条 顧問が理事長の名により出張する場合は、旅費交通費を支給する。

- 2. 前項の規定により支給する旅費は、特定非営利活動法人全国連携実務者ネットワーク経費支払規程を準用するものとする。

(秘密保持)

第8条 顧問は、その任期中においても、退任後においても、顧問任務遂行上で知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

(規格外事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事会での審議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

(実施の時期)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。